

長野工業高等専門学校教員選考規則

制 定 令和5年12月21日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教員の選考は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則（以下「就業規則」という。）及び高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「教員」とは、就業規則第3条第2号に掲げる者をいう。
2 この規則において「選考」とは、教員を採用又は昇任させるために行う選考をいう。

(公募の原則)

第3条 前条第2項による選考は、原則として公募とする。

第2章 候補者決定の手続き

(選考の申し出)

第4条 各系長又は院長は、教員に選考の必要が生じたときは、速やかに校長に申し出るものとする。
2 自己都合退職者については、その者から退職願が提出された時点で欠員が生じるものとして取り扱う。

(選考)

第5条 教員の選考は、校長が行う。

(推薦委員会の設置)

第6条 校長は第4条の申し出があった場合は、必要に応じて、各系又は院に推薦委員会を設置し、候補適任者の推薦を依頼するものとする。
2 推薦委員会は、選考を申し出た各系又は院毎に設置するものとする。

(推薦委員会の構成)

第7条 推薦委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
一 選考を申し出た各系又は院の系長又は院長
二 選考を申し出た各系又は院の教授 複数名

三 その他校長が必要と認めた者

2 推薦委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

(推薦委員会の業務)

第8条 推薦委員会は、次に掲げる業務を行う。

- 一 公募要領の作成に関すること
- 二 校内及び関係機関への公募の通知に関すること
- 三 応募者の書類選考及び候補適任者の推薦に関すること
- 四 その他候補適任者の推薦に関すること

2 推薦委員会の審議事項のうち、重要な事項については、人事委員会の議を経なければならぬ。

(候補適任者の推薦)

第9条 推薦委員会は、原則として、候補適任者複数人を校長に推薦するものとする。

(審査)

第10条 校長は前条の推薦があった場合は、速やかに人事委員会において推薦された者の資格審査を行うものとする。

(審査員の構成)

第11条 審査は、次に掲げる者で行う。

- 一 人事委員会委員長
- 二 人事委員会委員のうちから人事委員会委員長が指名する者 3名
- 三 選考を申し出た各系又は院の系長又は院長

2 審査には審査員長を置き、前項第1号の審査員をもって充てる。

(審査員の業務)

第12条 審査員は、次に掲げる業務を行う。

- 一 候補適任者が第15条から第19条に掲げる資格のいずれかを満たしているか審査に関すること
- 二 候補適任者の面接及び模擬授業等に関すること
- 三 その他候補適任者の審査に関すること

(候補者の決定)

第13条 校長は、各審査員の意見を徴し又は賛否を問い、候補者を決定するものとする。

(昇任選考)

第14条 昇任選考に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教員の資格

(教授の資格)

第15条 本校の教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者
- 三 大学又は高等専門学校において教授、准教授又は基幹教員としての講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者
- 五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- 六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると校長が認めた者

(准教授の資格)

第16条 本校の准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- 三 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 四 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると校長が認めた者

(講師の資格)

第17条 本校の講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第15条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において教諭の経歴のある者で、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
- 三 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると校長が認めた者

(助教の資格)

第18条 本校の助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高

等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 第15条各号又は第16条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位（医学を履修する課程，歯学を履修する課程，薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については，学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 三 特定の分野について，知識及び経験を有すると認められる者

（助手の資格）

第19条 本校の助手となることのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学士の学位又は学位規則第2条の2の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 短期大学士の学位若しくは学位規則第5条の5に規定する短期大学士（専門職）の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）又は準学士の称号（外国におけるこれに相当する称号を含む。）を有する者
- 三 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると校長が認めた者

第4章 雑則

（庶務）

第20条 教員の選考に係る庶務は，総務課において処理する。

（雑則）

第21条 この規則に定めるもののほか，教員の選考に関し必要な事項は，校長が別に定める。

附 則（令和5年12月21日制定）

- 1 この規則は，令和5年12月21日から施行する。
- 2 長野工業高等専門学校教員選考手続きについて（平成14年3月20日校長裁定）は廃止する。
- 3 長野工業高等専門学校教員選考基準（平成13年6月29日校長裁定）は廃止する。